

マージン率等に係る情報提供

MHIパワーエンジニアリング株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象: 令和7年度(2025.4.1～2026.3.31))

項 目	出力値
事業所名	本牧営業所
①. 令和8年6月1日付 派遣労働者数	21 (人)
②. 令和7年度 派遣先事業所数(実数)	10 (件)
③. 令和7年度 労働者派遣に関する料金の平均額(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))	72,920 (円)
④. 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))	35,904 (円)
⑤. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	50.8 (%)
⑥. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	・労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2027年3月31日) ・協定労働者の範囲(機械開発もしくは、システム設計の業務に従事する従業員)
⑦. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 訓練の内容	TEL 045-285-0120 ・下請法特別教育 ・サイバーインシデント実務教育 ・情報管理 ・ITセキュリティ教育 ・「Chat GPT」業務活用教育 ・製品技術教育 ・DE & I 教育 ・輸出管理教育 ・保税管理教育 ・反社会的取引防止教育
⑧. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項	-

マージン率等に係る情報提供

MHIパワーエンジニアリング株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象: 令和7年度(2025.4.1～2026.3.31))

項 目	出力値
事業所名	高砂営業所
①. 令和8年6月1日付 派遣労働者数	15 (人)
②. 令和7年度 派遣先事業所数(実数)	3 (件)
③. 令和7年度 労働者派遣に関する料金の平均額(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))	73,880 (円)
④. 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))	33,408 (円)
⑤. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	54.8 (%)
⑥. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	・労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2027年3月31日) ・協定労働者の範囲(機械開発もしくは、システム設計の業務に従事する従業員)
⑦. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 訓練の内容	TEL 079-442-3868 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能研修 ・溶接構造物技術者認定3級に関する教育 ・新任DM級研修 ・中堅社員マネジメント入口意識付研修
⑧. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項	-

マージン率等に係る情報提供

MHIパワーエンジニアリング株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象: 令和7年度(2025.4.1～2026.3.31))

項 目	出力値
事業所名	長崎営業所
①. 令和8年6月1日付 派遣労働者数	106 (人)
②. 令和7年度 派遣先事業所数(実数)	14 (件)
③. 令和7年度 労働者派遣に関する料金の平均額(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))	62,880 (円)
④. 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))	33,120 (円)
⑤. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	47.3 (%)
⑥.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	・労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2027年3月31日) ・協定労働者の範囲(機械開発もしくは、システム設計の業務に従事する従業員)
⑦.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 訓練の内容	TEL 095-861-1714 ・#126 入門_初歩から学ぶセンサ・パワエレ・制御 ―電化に向けてのはじめての一步― ・ネットワークの基礎ステップアップ運用編 ～通信解析&ログ監視～ ・#107 基礎_液体力学・伝熱工学 ―ベルヌーイ式/圧力損失/熱伝導/熱伝達/ふく射― ・中堅社員マネジメント入口意識付け研修
⑧.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項	-